

## 【補足事項】

平成28年6月

水道管工事入札参加者の皆様へ

水道管工事に求める入札参加資格条件（給水装置工事主任技術者）について

平成28年6月17日付の「水道管工事における入札参加資格条件（給水装置工事主任技術者）について」の文書について、下記のとおり補足事項がありますので、ご注意ください。

### 記

#### 1. 補足内容

下記2の「給水装置工事主任者であることを証する書類」は、「給水装置工事主任技術者証」、または「給水装置工事主任技術者免状」です。

#### 2 入札書に同封する書類（資格及び雇用について）

配置予定技術者の登録	入札書に同封する書類
(1) 給水装置工事主任技術者として登録がある場合	不要
<del>(2) 給水装置工事主任技術者免状交付後、実務経験1年未満の技術者の登録申請を行った場合</del>	不要
(3) 他の資格で技術者登録がある場合	給水装置工事主任者であることを証する書類
(4) 他の資格を含めて登録自体がない場合	①給水装置工事主任者であることを証する書類 ②3ヵ月以上の直接的な雇用関係が証明できる書類

※「登録」とは本市技術者名簿に登録があることをいう。

平成28年6月17日

水道管工事入札参加者の皆様へ

四日市市上下水道局

水道管工事に求める入札参加資格条件（給水装置工事主任技術者）について

平成28年3月15日付の「水道管工事に求める入札参加資格条件（給水装置工事主任技術者）について」の文書について、下記のとおり入札書に同封する書類（資格及び雇用について）の取扱いが変更となりましたので、お知らせいたします。

記

①変更事項

<変更前>

2 入札書に同封する書類（資格及び雇用について）

配置予定技術者の登録	入札書に同封する書類
(1) 給水装置工事主任技術者として登録がある場合	不要
(2) 他の資格で技術者登録がある場合	給水装置工事主任者であることを証する書類
(3) 他の資格を含めて登録自体がない場合	①給水装置工事主任者であることを証する書類 ②3ヵ月以上の直接的な雇用関係が証明できる書類

※「登録」とは本市技術者名簿に登録があることをいう。

<変更後>

2 入札書に同封する書類（資格及び雇用について）

配置予定技術者の登録	入札書に同封する書類
(1) 給水装置工事主任技術者として登録がある場合	不要
(2) 給水装置工事主任技術者免状交付後、実務経験1年未満の技術者の登録申請を行った場合	不要
(3) 他の資格で技術者登録がある場合	給水装置工事主任者であることを証する書類
(4) 他の資格を含めて登録自体がない場合	①給水装置工事主任者であることを証する書類 ②3ヵ月以上の直接的な雇用関係が証明できる書類

※「登録」とは本市技術者名簿に登録があることをいう。

②その他

平成28年6月1日以降の公告において適用します。

水道管工事入札参加者の皆様へ

四日市市上下水道局

## 水道管工事に求める入札参加資格条件（給水装置工事主任技術者）について

平成28年6月1日以降に公告する水道管工事（給水装置工事）において、給水装置工事主任技術者の適正配置を入札参加条件とします。

入札参加条件として給水装置工事主任技術者の配置を求める場合、同資格の登録がない方を配置予定技術者として申請したときは、下記のとおり書類が必要になります。必要書類が入札書に同封されていないときは、申請書不備により入札失格となりますのでご注意ください。

また、給水装置工事主任技術者の登録要件を満たしている方については、本市技術者名簿に登録いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 給水装置工事の入札参加に求める条件

給水装置工事主任技術者を適正に配置できること。ただし、当該技術者は3ヵ月以上の直接的雇用関係にある者に限る。

（※）入札参加資格確認申請書において、配置予定技術者を記載いただく必要があります。

#### 2 入札書に同封する書類（資格及び雇用について）

配置予定技術者の登録	入札書に同封する書類
（1）給水装置工事主任技術者として登録がある場合	不要
（2）他の資格で技術者登録がある場合	給水装置工事主任技術者であることを証する書類
（3）他の資格を含めて登録自体がない場合	①給水装置工事主任技術者であることを証する書類 ②3ヵ月以上の直接的な雇用関係が証明できる書類

※「登録」とは本市技術者名簿に登録があることをいう。

#### 3 その他

##### （1）給水装置工事主任技術者の変更手続きについて

給水装置工事主任技術者の変更を行う場合、変更時点で3ヵ月以上の直接的な雇用関係のある技術者を選任したうえで、給水装置工事主任技術者等選任変更通知書を管理部総務課及び工事担当課に提出し、承認を受ける必要があります。

##### （2）手持ち工事の取り扱いについて

他の工事において給水装置工事主任技術者として配置されている技術者を常駐等の配置予定技術者として入札参加申請することはできません。ただし、開札日前日までに給水装置工事主任技術者等変更通知書もしくは工事完成届が受理されている場合、他の工事に従事していないと判断します。